

岡谷市基本構想審議会委員公募要領

1 目的

この要領は、市政の意思形成過程に市民等が直接参加する機会を確保するため、本市の長期的なまちづくりの理念と、その理念を実現するための基本目標及び政策について、岡谷市総合計画の策定に関する条例第9条の規定に基づき設置した岡谷市基本構想審議会の委員を市民等から公募することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

委員総数20人のうち、公募による委員は若干名とする。

3 委員の任期

岡谷市総合計画の策定に関する条例第9条の規定により、委員の任期は2年とする。

4 応募資格

応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住者
- (2) 応募日現在に他の審議会等の委員となっていない者
- (3) 本市の特別職及び常勤の一般職員並びに議員でない者

5 応募方法

応募しようとする者は、応募申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、企画課へ提出するものとする。

6 周知方法

岡谷市ホームページ、新聞記事などにより実施

7 募集締切

令和8年7月27日(月)